

大正大学における研究費等の不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、国・地方公共団体又はこれらに準ずる機関が交付する研究費及び大正大学(以下「本学」という。),その他の企業・団体等が交付する教育・研究にかかる助成金及び研究費(以下これらを含めて「研究費等」という。)を適正に管理し、研究費等の不正使用を防止するために必要な事項について定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 本学に、大学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究費不正の根絶を実現するために、不正防止に向けた取り組みを促すなど、本学に所属する非常勤を含む研究者、事務職員、及びその他関係する全ての者(以下「構成員」という。)の意識の向上と浸透を図り、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費等の運営及び管理を行うように指導をする等、不正防止に本学全体で取り組むように強力な指導力を発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下「不正防止方針」という。)を策定し、自ら不正防止に向けた取り組みを促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第3条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、副学長(教学担当)をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止計画の策定、コンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定・実施するものとし、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に策定するものとする。

3 統括管理責任者を補佐するために、統括管理責任者補佐を置くことができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 本学に、研究費等の運営・管理及び手続き等について責任を負い、権限を有する者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置き、学部長、研究所長、総合学修支援機構D A C機構長、事務局長、総合政策部長、総務部長をもって充て、職名を公表するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、定期的に啓発活動を実施したうえで、不正防止を図るためコンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督を行うとともに、適切に研究費等の管理及び執行が行われているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導するも

のとし、実施状況を総括管理責任者に報告しなければならない。

(ルールの特明確化・統一化)

第5条 総合政策部総合政策・広報課は、研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、わかりやすい使用ルール等を定め周知するとともに、必要に応じて見直しを行い、ルールの明確化かつ統一的な運用を図るものとする。

2 総合政策部総合政策・広報課は、ルールが形骸化しないよう、第20条に定めるモニタリング等の結果も踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。また、ルール全体について、定期的に点検・見直しを行うものとする。

(事務分掌の特明確化)

第6条 研究費等の処理に関する分掌は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部人事・働き方改革課

- ・旅費の特確認
- ・源泉徴収税の特確認
- ・研究補助者の雇用契約及び管理

(2) 総務部施設課

- ・機器備品の発注、検収及び購入した物品の特管理

(3) 総合政策部総合政策・広報課

- ・清算書類の特確認
- ・起票された出金伝票の特確認及び出金
- ・研究費等の清算及び管理
- ・消耗品の発注及び検収
- ・図書及び機器備品の登録
- ・清算書類の特確認及び助言
- ・出金伝票の特起票

(研究者の特責務)

第7条 研究者は、大正大学教育職員倫理綱領、大正大学研究倫理規程、研究活動の不正行為の防止等に関する規程及び大正大学研究費等管理使用規程を遵守しなければならない。

(関係者の意識向上等)

第8条 総合政策部総合政策・広報課は、研究費等の運営・管理における倫理意識の向上のため、構成員に対し、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 第7条に定める大正大学教育職員倫理綱領等の周知徹底
- (2) 研究費等に関する関連法令及び研究費等に関する取扱要領の周知徹底
- (3) コンプライアンス教育の実施並びに受講状況、理解度の把握及び受講時における誓約書の受領
- (4) 研究費等の申請時における誓約書の受領
- (5) 誓約書に明示する事項

- ① 本学規程，文部科学省及び日本学術振興会等の関連規程の遵守
- ② 研究活動及び研究費等の使用における不正行為の防止
- ③ 規則等に違反し不正行為を行った場合の，本学並びに関係機関の処分及び法的責任の負担

(不正に係る調査)

第9条 最高管理責任者は，研究費等の運営・管理に関して不正の疑いのあるときは，速やかにこれを調査・検証を行うとともに，その結果により適切に対処しなければならない。

2 前項の調査・検証手続きは，研究活動の不正行為の防止等に関する規程を準用する。

(告発・通報等への対応)

第10条 告発・通報等の受付窓口を総務部総務課に置き，学内外に通知する。この他に理事長が指定する弁護士（以下，「外部窓口」という。）を窓口とすることができる。

(不正防止方針及び計画の推進)

第11条 最高管理責任者及び統括管理責任者は，研究費等の不正使用を防止するため，不正の要因となる行為を把握し，その要因に対応する不正防止方針及び不正防止計画を策定して公表するものとする。

2 不正防止方針及び不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）は，総合政策部総合政策・広報課とする。

3 不正防止計画や具体的な不正防止の対策の策定に当たっては，常務理事会において審議を行うとともに，その実施状況や効果等について審議しなければならない。

4 最高管理責任者及び統括管理責任者は，研究費不正根絶への強い決意を掲げ，不正防止方針及び不正防止計画を実効性のあるものとするために，定期的に各責任者から報告を受ける場を設けるとともに，強力なリーダーシップの下，不正防止本方針及び不正防止計画の見直し，必要な予算や人員配置などの措置を行う。

5 総合政策部総合政策・広報課は，内部監査結果を不正防止計画に反映させなければならない。

(適正な予算執行)

第12条 研究費等の適正な執行を図るため，全ての研究費等は，大正大学研究費等管理使用規程に基づき管理する。

2 コンプライアンス推進責任者は，研究者が支出状況を把握できる体制を整えるとともに，予算執行状況を定期的に検証し，研究計画に合致した執行になっているかを確認し，必要に応じて研究者に改善を求めることができる。

(発注・検収業務)

第13条 研究費等を使用して，一つ又は1組が20万円以上の図書及び機器備品を購入する場合は，総務部施設課が発注及び検収を行い，一つ又は1組が20万円未満の消耗品については，総合政策部総合政策・広報課が発注及び検収を行う。

2 検収の際は，発注データ（発注書や契約書等）と納入された現物を照合するとともに，

据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。

3 第1項のうち、20万円未満の消耗品の発注及び検収は、本学事業法人に委託することができる。

4 第1項のうち、20万円未満の図書は研究者の発注を認めることができる。ただし、検収は総合政策部総合政策・広報課が行う。又、20万円未満の消耗品の発注は、第2項により行うことを原則とするが、購入できない場合又は、合理的かつ経済的である場合は「購入・支出許可申請書」を提出のうえ、研究者の発注を認めることができる。ただし、検収は総合政策部総合政策・広報課が行う。

5 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、調査・分析の委託、機器の保守・点検・修理等）に関する検収方法は、次の方法により行うことを原則とし、検収は、総合政策部総合政策・広報課及びこれらの知識を有する発注者以外の者が行う。

1) 有形の成果物がある場合は、成果物、委託・請負業務完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うこととし、必要に応じPC画面又は写真等による成果物により確認（動作確認を含む）を行う。

2) 成果物がない機器の保守・点検・修理等の場合は、検収者の立ち合いによる現場確認を行う。

6 総合政策部総合政策・広報課は、研究者自らの発注について、選択先の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属することを明確化し、研究者があらかじめ理解できるように明示しなければならない。

（業者への対応）

第14条 総合政策部総合政策・広報課は、取引業者に対し研究費等の取扱いについて説明し、遵守を促すとともに、研究費等の適正使用を徹底するものとし、誓約書の提出を求める。

2 誓約書に明示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、通報すること

3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、大正大学物件調達管理規程を準用するものとし、当規程第7条により、取引を停止する。

（旅費の適正管理）

第15条 旅費の適正執行を図るため、学術出張申請書・学術出張報告書の他、領収書等の証憑類を添付した学術出張請求書を総合政策部総合政策・広報課で精査したうえ、旅費を支出する。

（謝金の適正管理）

第 16 条 研究者が研究費等を使用して研究補助者を雇用する場合は、出勤表兼請求書及び業務完了報告書により、被雇用者と研究者の双方が勤務状況を確認し、総合政策部総合政策・広報課が事実確認後、謝金を被雇用者名義の金融機関口座に直接振り込むものとする。

2 2 か月を超えて研究補助者を雇用する場合は、本学と被雇用者との雇用契約を締結するものとする。

(情報発信・共有化)

第 17 条 効率的な研究費等の執行を推進するため、使用ルール及び事務処理等に関する相談窓口を総合政策部総合政策・広報課に設け、学内外に公表する。

(コンプライアンス教育)

第 18 条 コンプライアンス教育は、不正防止の対策の理解促進を目的として、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とした説明会を e-learning 等の形式により実施し、コンプライアンス推進責任者は、受講状況及び理解度を把握するものとする。

2 コンプライアンス教育は、不正防止の対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度など遵守すべき事項、不正が発覚した場合の本学の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明しなければならない。

3 前項に定める事項については、効果を高めるため、具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や本学の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について本学に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明するものとする。

4 コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施し、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底するものとする。

5 事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力(業務に関する知識・能力)を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させるものとする。

(啓発活動)

第 19 条 コンプライアンス教育及び啓発活動は、相互に補完する形で実施するものとし、啓発活動は、コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とし、本学の構成員全体に対して、不正防止に向けた意識付けを広く頻繁に繰り返し行うものとする。

2 啓発活動は、役員から現場の研究者や事務担当者に至るまで、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づいて実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取り組みについて、その実効性を高めるものである。

3 啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関

の事案も含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならぬ。

4 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成員に対して継続的に実施し、各会議体、メーリングリスト、ポスター掲示等により、全ての構成員を対象として組織の隅々まで伝わるよう実施するとともに、少なくとも四半期に1回程度、定期的な実施しなければならない。

5 啓発活動は、競争的研究費等が集中している、または新たに大型の研究費等を獲得した研究者に対して重点的に実施する。

6 コンプライアンス教育及び啓発活動については、研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても実施することができる。

(モニタリング及び内部監査の体制)

第20条 研究費等の適正な執行を確保するため、実効性のあるモニタリングを実施し、恒常的に牽制機能の充実・強化を図るために、リスクアプローチ監査を実施する。

2 研究費等の適正な執行を図るため、別に定める研究費等の適正な運営・管理に関する内部監査規程に基づき内部監査を実施する。

(監事及び会計監査人との連携)

第21条 不正防止計画推進部署は、監事及び会計監査人との相互の情報交換を行う場を設け、不正防止計画の策定・実施・見直しに取り組むものとする。

2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、常務理事会で意見を述べるものとする。

(管掌)

第22条 この規程の事務管掌は、総合政策部総合政策・広報課とする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 従前の、大正大学における公的研究費に関する不正防止ガイドラインは廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。